

CHAPTER  
05

第5章

消防職員との対面

049 消防職員の立入検査

051 自主検査の実施

053 column 5 防火管理 番外地

## 第5章

### 消防職員との 対面

11月7日



## 消防職員の立入検査

### 立入検査とは

消防職員が、火災予防のために建物・店舗に立ち入り、その位置、構造、消防用設備等、管理状況などについて、消防法令や条例に適合しているかを確認することです。

立入検査は、消防側が建物・店舗の状況を把握し、建物関係者に火災発生危険やこれに伴う人命危険を予防してもらうことを目的に行われますが、建物の日頃の維持管理状況や使用状況を消防職員とともに確認することで、直に防火安全対策に関するアドバイスを受けられる絶好の機会でもあります。立入検査では、可能な限りの立会いをお願いします。

### 立入検査の流れ

#### 検査開始前～検査の流れの説明と情報の聞き取り～

効率的な検査が行えるように、立会者に検査の流れを説明します。  
管理形態、防火管理の状況、建物の実態の変化などを聞き取りにより確認します。

#### 検査開始～実際に建物内外を巡回して確認～

##### 防火対象物の実態の確認

聞き取り内容と消防署で把握している情報とが実態と合っているかを確認します。



##### 避難施設等の確認

廊下、階段などの避難施設や防火戸、防火シャッターなどの防火設備の管理状況を確認します。



##### 消防用設備等の確認

消防用設備等の維持管理や設置状況を確認します。



##### 火気設備等の確認

使用している火気設備・器具の管理状況を確認します。



##### その他の確認

喫煙室や建物周囲、危険物施設の管理状況、防災物品の使用状況などを確認します。



## 検査終了～検査結果の伝達～

立入検査結果を立会者に伝達します。法令違反があれば、是正手法等の説明をします。

## もしも法令違反があったら・・・

立入検査結果通知書を交付し、是正計画（報告）書の提出を求めます。  
立入検査結果通知書の交付日から2週間以内に不備内容についての是正計画（報告）書を提出してください。

## 立入検査のチェックポイント ～消防職員が見ているところはどんなところ？～

### 消防署への届出の確認

- 防火管理者が選任され、届出がなされているか。
- 消防計画が作成され、届出がなされているか。
- 消防計画に基づく自衛消防訓練が実施されているか。
- 消防用設備等の定期点検が報告されているか。

### 防火対象物の実態の確認

- 増改築や間取りの変更がないか。
- 用途（使用目的など）が変更されていないか。
- テナントが変更されていないか。

### 消防用設備等の確認

- 消防用設備等の定期的な点検がされているか。
- 消防用設備等の不備事項が改修されているか。
- 消防用設備等が適正に維持・管理されているか。

### 避難施設等の確認

- 階段、通路、避難口などに避難障害となる物品が置かれていないか。
- 防火シャッター及び防火戸の閉鎖障害となる物品が置かれていないか。
- 消防隊の迅速・円滑な消火・救助活動に支障がないか。

### 火気設備等の確認

- 火気設備等と可燃物（壁、物品など）との離隔距離は適正か。
- 厨房設備や排気ダクト等は清掃されているか。

### その他の確認

- 喫煙場所以外の場所に喫煙の形跡がないか。
- 建物周囲に物品が放置されていないか。
- 防災物品の使用が必要な施設では防災物品を使用し、防災表示がされているか。



## 自主検査の実施

### 自主検査とは

建物の実態に即した火災危険、避難安全の観点から、火災予防を図るため、事業所の防火管理者が中心となって検査を行い、建物や施設について不備事項がないかを確認し、改善することです。

自主検査	
日常の自主検査	定期の自主検査
<p>終業時等を捉えて、出火防止、避難経路の安全などの確認を行います。 （避難通路等の物品の有無、消防用設備等の操作障害、吸殻の処理、火気設備・器具の使用状況、倉庫等の施錠、電気器具等の配線の劣化・損傷など）</p>	<p>建物や消防用設備等を維持管理するため、法定点検のほかに、消防用設備等、建物の構造、防火設備、避難施設、火気設備・器具、電気設備、危険物施設の異常の有無を定期的に確認します。</p>

### 自主検査の進め方



Plan(計画)	Do(実行)	Check(評価)	Act(改善)	Plan(計画)
<p><b>事業所の検査項目の設定</b></p> <p>それぞれの事業所の火災危険や避難経路の安全などに着目した自主検査項目を定めます。</p>	<p><b>検査の実施</b></p> <p>定めた検査項目に基づき、自主検査を繰り返し実施します。</p>	<p><b>検査結果の記録</b></p> <p>検査結果をチェック表に記録します。</p>	<p><b>不備事項の改善</b></p> <p>不備事項はその場で改善するようにしますが、必ず発生原因をつきとめ繰り返さないように対策を施します。</p>	<p><b>事業所の検査項目の見直し</b></p> <p>検査項目が足りなかったり、項目が不明確なものは、内容を見直し、修正します。</p>

火災等の災害の発生を未然に防止するためには、消防計画に定めて行う自主検査が重要です。日常の自主検査や定期の自主検査を行うことは、防火管理の原則である「自らの生命、身体、財産は自らが守る」ことにつながります。消防職員の立入検査で不備を指摘された事業所は、日頃からの自主検査体制を整えましょう。

 火災は、人々の生命や財産だけではなく、企業等の信用を失わせてしまうこともあります。自主検査により、あなたの事業所を火災リスクから守りましょう。

